

香川県条例第7号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 前各号に掲げる事務以外の事務 <u>別表第11</u></p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6 猟銃技能講習手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1回につき<u>14,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">7～17 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p>	種 別	区 分	金 額	1～5 略			6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>14,000円</u>	7～17 略			<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 <u>別表第6</u></p> <p>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 <u>別表第7</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく事務 <u>別表第9</u></p> <p>(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務 <u>別表第10</u></p> <p>(11) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務 別表第11</u></p> <p>(12) 前各号に掲げる事務以外の事務 <u>別表第12</u></p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6 猟銃技能講習手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1回につき<u>12,700円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">7～17 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p>	種 別	区 分	金 額	1～5 略			6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>12,700円</u>	7～17 略		
種 別	区 分	金 額																							
1～5 略																									
6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>14,000円</u>																							
7～17 略																									
種 別	区 分	金 額																							
1～5 略																									
6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>12,700円</u>																							
7～17 略																									

種 別	区 分	金 額
1 及び 2 削 除		
3～32 略		

備考
略

別表第9（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1 略		
2 削除		
3 警備業認 定更新申請 手数料	略	
4 削除		
5～18 略		

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
自動車運転代行業認定申請手数料	略

種 別	区 分	金 額
1 パーキン グ・メータ ー作動手数 料		1回につき200円
2 パーキン グ・チケッ ト発給手数 料		1回につき200円
3～32 略		

備考
略

別表第9（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1 略		
2 警備業認 定証再交付 手数料		1件につき2,000円
3 警備業認 定証更新申 請手数料	略	
4 警備業認 定証書換え 手数料		1件につき2,200円
5～18 略		

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	略
2 自動車運転代行業認定証再交付手数料	1件につき1,700円
3 自動車運転代行業認定証書換え手数料	1件につき2,100円

別表第11（第2条関係）

種 別	金 額
1 探偵業届出証明書交付手数料	1件につき3,600円
2 探偵業変更届出証明書交付手数料	1件につき1,600円
3 探偵業届出証明書再交付手数料	1件につき1,100円

別表第11（第2条関係）

略

別表第12（第2条関係）

略

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の講習の受講申込みに係る手数料について適用し、同日前の講習の受講申込みに係る手数料については、なお従前の例による。